

令和4年1月5日

情報処理促進法に基づく四国管内の認定 (DX認定) 状況について ～四国で初めて2事業者が認定されました～

経済産業省では、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）に関する自主的な取組を促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を「デジタルガバナンス・コード」として取りまとめ、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度（DX認定制度）を実施しています。

このDX認定制度により、令和4年1月1日付けにて四国で初めて2事業者が認定されました。

1. 「DX認定制度」とは

DX認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項（経営ビジョン・ビジネスモデル、戦略、組織づくり・人材・企業文化に関する方策、等の項目）に対応する企業を国が認定する制度です。独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が、本制度に関わる「DX認定制度事務局」として各種相談・問合せ、及び認定審査事務を行っています。

2. DX認定制度 認定事業者一覧について

DX認定制度により認定された事業者については、認定事業者一覧として下記のIPAのウェブサイトで公表を行っています。順次公表を行っておりますのでご確認をお願いします。

[DX認定制度 認定事業者の一覧](https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top)

<<https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top>>

3. 四国経済産業局管内の認定事業者（法人番号順）

事業者名：四国情報管理センター株式会社

法人番号：6490001001232

住所：高知県高知市一ツ橋町1丁目36番地

事業者名：サンコー株式会社

法人番号：7470001001588

住所：香川県高松市朝日新町20番4号

(本発表資料のお問い合わせ先)

四国経済産業局地域経済部製造産業・情報政策課長 山下

担当者：大西

電 話：０８７－８１１－８５２０（直通）

ＵＲＬ：<https://www.shikoku.meti.go.jp/>

※本発表資料以外のお問い合わせは総務課広報担当（087-811-8505）にお願いします。

この情報は、高松経済記者クラブ、高知県政記者クラブへ
情報提供しています。